

# 北海道PCB廃棄物処理事業 監視円卓会議だより

平成28年3月  
第37号

北海道及び室蘭市では、北海道PCB処理事業所（JESCO）が室蘭市仲町で操業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。

今回は、第37回監視円卓会議で説明のあった北海道PCB処理事業所の処理状況などについて、お知らせします。

## 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第37回）

平成28年2月15日、PCB処理情報センターにおいて、第37回監視円卓会議を開催しました。

会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計9名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、登別市、伊達市、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象などの説明を行い、これらに関する質疑や意見交換が行われました。

### 【会議の概要】

#### 1 第36回監視円卓会議議事録について

平成27年10月28日に開催された第36回監視円卓会議の議事録が承認されました。

#### 2 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

施設の稼働状況及び施設内で発生したトラブル事象等について、JESCOから報告がありました。  
また、事務局から、環境モニタリングの測定結果、北海道及び室蘭市による立入検査の実施状況について報告がありました。

#### 3 北九州市PCB処理監視会議委員との交流について

1月20日から22日にかけて実施した北九州PCB廃棄物処理事業の視察について、事務局から報告がありました。

#### 4 PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について

早期処理に向けた取り組みのスケジュール等について、環境省から説明がありました。

### ■ 主な報告事項

#### ● 処理の進捗状況について 平成27年12月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	トランス類		コンデンサ類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,131台	3,256台(78.8%)	59,807台	47,974台(80.2%)

注) 登録数：平成27年12月末現在。 処理台数：試運転物を含む抜油ベース。

増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	処理量計
	2,996,277 kg	1,517,811 kg	36,528 kg	36,976 kg	1,591,315kg(53.1%)

注) 登録重量：平成27年12月末現在。処理量：試運転期間（平成25年6月～8月）からの前処理投入ベース。  
感圧複写紙等には、汚泥、その他PCB汚染物を含む。

## ■ トラブル事象について

前回の監視円卓会議以降、トラブル事象が 2 件発生し、いずれも環境への特段の影響はありませんが、環境保全上の留意が必要な事象として、通報連絡及び公表基準の「区分」に該当する事象です。また、不具合事象は 13 件、不具合事象未済 16 件について報告がありました。

### 【トラブル事象の概要等】

#### 施設改造工事における第一再生溶剤の漏洩（区分）... 平成 27 年 10 月 29 日 15 時 08 分頃

場所 当初処理施設（脱塩素化分解施設）

1 階 小型トランス解体エリア【管理区域レベル 3】

概要 小型トランス解体エリアの施設改造工事において、トランスやコンデンサの解体の洗浄に使う再生溶剤の配管延長工事に伴う、配管内の液抜き作業の際、配管内の溶剤（PCB 濃度 2.4mg/kg）が床面に約 97 ㍓（推定）漏洩し、回収作業を行った。なお、漏洩発見から拭き取り作業完了まで作業員への接液は無かった。

原因 過去の同様の作業から、液抜き量は 200 ㍓で十分と判断していたが、液抜き作業後も配管内に残留（推定 237 ㍓）していたことから、配管内の真空状態が崩れた際に、その残留液が出てきたものと推定する。

対策等 液抜き作業開始前に配管容量を計算し、回収予想量を事前に把握することとした。

液抜き時の配管の末端部分は、容易に液が出てこない現象が起こるため、回収予想量より少ない場合は、配管に空気を入れ、再度液抜きを行うこととした。

液抜き作業が広範囲であったことも要因の一つのため、今後、配管の分岐点に仕切弁を設置し、作業時の範囲を狭めることとした。



#### 再生溶剤とは

トランス・コンデンサの解体時や、その後の工程において、機器の洗浄に用いられる石油類の液体です。

洗浄作業で吸着した PCB を施設内で除去し、新規溶剤を添加して再度利用しています。



液抜き作業後に設置した閉止弁

#### 真空超音波洗浄エリアにおける第二再生溶剤の漏洩（区分）... 平成 28 年 1 月 29 日 16 時 45 分頃

場所 当初処理施設（脱塩素化分解施設）

1 階 真空超音波洗浄エリア【管理区域レベル 3】

概要 定期点検期間中に工事会社作業員がエリア内の空調機器付近の床面が液体で濡れているのを確認し、空調機器内のドレンパン（水分等の受け皿）内の液溜まりを発見。空調機器の運転を停止後、機器の下部から液漏れが発生した。漏洩した液は第二再生溶剤（PCB 濃度 0.0066mg/kg）で、床面へ漏洩した 8 ㍓とドレンパン内の液溜まり約 115 ㍓の回収作業を行った。なお、漏洩発見から拭き取り作業完了まで作業員への接液は無かった。

原因 空調機器自体の漏洩ではなく、同じエリア内に設置している乾燥用溶剤加熱器のサイトグラス（のぞき窓）のパッキンから第二再生溶剤が蒸気の状態で漏れ出し、空調機器に吸い込まれた際に、凝集して液溜まりができたものと推定する。

対策等 漏れ出した箇所である、乾燥用溶剤加熱器のサイトグラスのパッキンを新品に交換するとともに施設内の同様のパッキンを新品に交換した。

空調機器のドレンパンの検知器について、油・水のどちらにも対応できるようにした。



空調機器内の液溜まり



サイトグラスのパッキンを交換

## 北九州PCB処理事業所で発生した排気中ベンゼンの協定値超過事案について JESCO

JESCO北九州PCB処理事業所において、北九州市が平成27年10月にサンプリングした排気中に、協定値(45mg/Nm<sup>3</sup>)を超えるベンゼン(520mg/Nm<sup>3</sup>)が検出されたことが判明したことから、この超過に係る原因究明の報告と、全社を挙げて再発防止策を実施して信頼回復に取り組むとの説明がありました。

また、今回超過する原因となった工程は、北海道PCB処理事業所では同じ工程が無いこと、また他事業所への水平展開として、北海道PCB処理事業所における排気の処理工程が正常に稼働していることを確認したとの報告がありました。



排気中ベンゼン協定値超過の原因と再発防止策について(報告資料)



報告資料は、室蘭市ホームページに掲載しています。  
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/entaku37.html>

## 平成27年9～12月までの環境モニタリング測定結果等について 事務局

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理事業が適正かつ安全に実施されていること、周辺環境に影響を与えていないことを確認するために、処理施設からの排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。平成27年9月から12月までの測定結果は、すべての測定項目で排出管理目標値、環境基準値等を下回りました。

排出源モニタリング結果(平成27年9～12月)

すべての測定項目で排出管理目標値の超過無し

周辺環境モニタリング結果(平成27年9～12月)

すべての測定項目で環境基準値等の超過無し

また、前回の会議以降、北海道及び室蘭市は7回の立入検査を実施し、トラブル事象に対する再発防止策等について指導しています。

## 北九州市PCB処理監視会議委員との交流について 事務局

1月20日から22日にかけて円卓会議委員が北九州PCB廃棄物処理事業を視察しました。北九州事業は室蘭における事業よりも先行して、平成16年12月から処理が行われています。

参加した委員からは、北九州PCB処理事業所の視察、北九州PCB処理監視会議の傍聴及び同会議委員との意見交換等を通して、先行した取り組みの状況、課題を把握することができたとの感想がありました。



北九州市PCB処理監視会議委員との意見交換(1月21日)

## PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について 環境省

環境省にて検討作業を進めているPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)の一部を改正する法律案について説明がありました。

### 改正案の主な内容

- ・使用中の高濃度PCB使用製品に計画的処理完了期限前の処分を義務付ける。
- ・届出がなされていない事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。
- ・保管事業者が不明等の場合、都道府県等は処分に係る代執行を可能とする。
- ・PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定の扱いとし、政府一丸となって取り組む。



政府は、PCB特措法改正案を3月1日に閣議決定し、今国会での成立を目指しています。  
今後、PCB廃棄物処理基本計画の変更について検討を始め、夏までに変更案を取りまとめる予定です。

## 委員からの主な質問と意見

### 北九州PCB処理事業所の 排気中ベンゼンの協定値超過について

#### (質問) 委員

北九州事業所では JESCO から委託された  
運転会社がさらに部門ごとに下請けに出し  
ており、情報共有がきちんとできていない可  
能性がある。事業所ごとに状況は違うが、そ  
ういった観点の検証はしたか。

#### (回答) JESCO

そのような観点からは検証していない。

#### (意見) 委員長

トラブル事象等については、全事業所にき  
ちんと水平展開を行うことが重要であると  
認識しているという話であったが、JESCO  
だけでなく、委託する運転会社のレベルまで  
水平展開をしていただきたい。



第37回監視円卓会議  
(2月15日)

### PCB 廃棄物の期限内処理の 早期達成に向けた追加的方策について

#### (意見) 委員

地元の新聞では PCB 特措法の改正案にお  
いて、処理完了期限の1年前までに PCB 製  
品の使用停止の措置をとるといった記事が  
あったが、掘り起こしのためにも、もっと早  
く使用停止をさせるべき。また、都道府県等  
に権限を与えるだけでなく、地方自治体が腰  
を据えて取り組めるような体制を構築する  
べき。

#### (回答) 環境省

使用製品の使用停止については、具体的にい  
つというのは決まっているものではないが、  
処理期限よりも一定期間前にする必要がある  
と考えている。地方自治体の体制、地方財政  
に係る措置については、制度改正に応じた調  
整などは必要になると考えている。

#### (意見) 委員長

早期処理につながるよう、処理対象地域の県  
等で構成する広域協議会を十分活用してい  
ていただきたい。

## PCB廃棄物処理事業に関するお問い合わせ



### 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 処理事業所

〒050-0087 室蘭市仲町 14 番地 7  
電話: 0143-22-3111(代表) FAX: 0143-22-3001  
ホームページ: <http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html>

#### PCB 処理情報センター

〒050-0001 室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8  
電話: 0143-23-7015  
開館日: 月～金 9:00～16:30(土日祝・年末年始休館)

## 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ



### 北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 E-mail: [kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp)  
電話: 011-231-4111(内線24-325) FAX: 011-232-4970 ホームページ: [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\\_page/pcb.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm)



### 室蘭市 生活環境部 環境課

〒051-0001 室蘭市御崎町 1 丁目 75 番地 7 E-mail: [kankyou@city.muroran.lg.jp](mailto:kankyou@city.muroran.lg.jp)  
電話: 0143-22-1481 FAX: 0143-22-7148 ホームページ: [http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb\\_top.html](http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb_top.html)

「監視円卓会議だより」や監視円卓会議の会議資料は、北海道及び室蘭市のホームページでご覧いただけます。  
また、この「監視円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。